

「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会」 第12回議事概要

日 時：令和元年6月7日（金）12：45～15：00

場 所：総務省内会議室

出席者：辻座長、飯田委員、姥浦委員、原田委員、待鳥委員

北崎自治行政局長、吉川審議官、森行政課長、阿部住民制度課長、
植田行政経営支援室長、寺田外国人住民基本台帳室長

事務局：望月市町村課長、光永市町村課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料について
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換（概要）】

- 将来の人口見通しや職員数の推移などの客観的事実が明らかになっても、市町村が自発的に連携するとは限らないのではないかと。また、市町村には「滅びの自由」はなく、行政運営を継続する必要がある。このため、市町村の足並みが自発的には揃わない場合には、都道府県などの外部からの助言や指示により、連携を進める必要があるのではないかと。
- 連携中枢都市圏や定住自立圏の構成団体となっていない市町村のうち、中心市に対する通勤通学割合が10%以上の市町村だけでなく、10%未満の市町村についても、圏域に入るよう促していくことになるのか。
- 圏域の形成を半ば義務付けた場合には、通勤通学割合10%圏が圏域形成の根拠となり、通勤通学割合が10%未満の場合には、一部事務組合を構成している近隣市町村等との圏域の形成を模索することになるのか。
- 離島などを除き、近隣に連携可能な市町村がある場合には、これまでの経緯や、経済、社会、文化等におけるつながりなどを踏まえて、連携を促すことになるのではないかと。
- 都道府県が早い段階で相談に乗り、小規模団体のみでの圏域の形成を防ぐことも考えられるのではないかと。
- 市町村の取組を喚起する誘因も用意しつつ、市町村の自発性に委ねた方がよいのではないかと。
- 自発的に連携が進むようにするためには、普通は連携するものだ、という意識の醸成が重要なのではないかと。例えば、都道府県内の市町村間でまず協議するという仕組みを設けてはどうか。

- 制度の運用上、そのように長期的な見通しの把握・共有を進める契機となるような場を設けることもあり得るものと考えられるのではないか。
- フルセット主義からの脱却を目指すのであれば、生活圈域単位で長期的な見通しを把握・共有し、圏域基本構想を共同して策定するのは、2040年頃を見据えての第一歩に過ぎず、最終的には、圏域を1つの政治・行政的な枠組みとして圏域単位で意思決定を行っていくことになるのではないか。
- 市町村が連携しない場合に、都道府県による補完を義務付けることにより、都道府県が市町村に対して圏域の形成を促すインセンティブ付けをすることは考えられないか。都道府県の経営資源も限られている中で、補完するとしても限度があることから、都道府県自身の判断により、市町村間連携を促すということも考えられるのではないか。
- 都道府県が補完している市町村のエリアについても、都道府県が主導する圏域とみなすことにより、圏域の網羅性を確保することも考えられるのではないか。
- フルセット主義からの脱却を図るのであれば、圏域の形成又は都道府県による補完により、行政サービスを維持しなければならないことを明確に示す必要があるのではないか。
- 市町村が自発的に連携しない場合には、住民自治の観点から、住民投票を活用することも考えられるのではないか。
- 連携中枢都市圏のイメージの延長で考えるのはよいが、これまでの取組に法的根拠を与えるだけでは、フルセット主義からの脱却とは言えないのではないか。制度上、圏域はすべての市町村が形成すべきものとした方がよいのではないか。
- 市町村が連携しない場合について、都道府県に補完義務を課すよりも、市町村からの求めに応じて都道府県が補完を行うという形の方が、現実的かつ実効的なのではないか。
- 市町村が連携しない場合に、都道府県による補完を義務付けることとすると、市町村が市町村間連携を模索しないまま、安易に都道府県による補完に頼ってしまうことになるのではないか。当面は、より網羅的に圏域を形成し、客観的視点から厳しく推計した人口見通し等に基づいて、人口減少に伴い生じる課題に対して圏域単位で事務執行体制のあり方を考えたり、広域的な調整を行ったりしていくことが必要なのではないか。
- 1つの圏域内に中心市が複数存在することはあり得るのか。
- 連携中枢都市圏や定住自立圏において、2市が共同で連携中枢都市宣言や中心市宣言を行う場合のように、2市で宣言をする場合もあり得るのではないか。
- 既に都道府県境をまたいで形成されている圏域では、都道府県境をまたがないような形で圏域を再編することになるのか。

- 現状で都道府県境をまたいで圏域が形成されているのであれば、その状況を尊重すべきではないか。
- 都道府県境をまたぐ圏域を認めるとすると、例えば、圏域において、都道府県知事の認可を要する事務を行う場合、関係するすべての都道府県知事が認可をすることになるのか。
- 圏域内の市町村が属するすべての都道府県の知事が認可することのほか、構成市町村の多くが属する主たる都道府県が存在する場合に、当該都道府県の知事に対して、その他の市町村が属する都道府県の知事が認可事務を委託することも考えられる。
- 広域合併の結果、生活圏域が1つの市町村の区域内で完結している場合には、他の市町村と圏域を形成しないこともあり得るのか。
- 元々は別々の市町村であったものが、広域合併の結果、生活圏域単位で一体となったものであり、圏域を形成する場合と基本的には同様に扱うことができるのではないか。
- 平成の合併を経験した団体から、当時、このような広域連携施策があれば合併しなかった、といった反応が出ないか。
- 生活圏域での連携を進めるという観点からは、広域合併の結果、生活圏域が1つの市の区域で完結する団体については、圏域を形成する場合と同様に取り扱いしてもよいのではないか。連携中枢都市圏においても、広域合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が10%以上の市町村が存在しない場合には、1市のみで圏域を形成しているものとみなすことができるものとされている。
- 通勤通学割合10%圏は、生活圏域の広がりを捉える指標として適当というよりも、参考になるという程度のものではないか。
- 連携中枢都市圏にも定住自立圏にも入っていない小規模団体同士が、そうした圏域に入らずに一部事務組合等を構成している近隣自治体同士で小さくまとまることも認めるのか。現在の定住自立圏以上の規模が望ましいのではないか。
- 圏域の適正と思われる人口規模を示すことができないか。
- 生活圏域単位での連携となると、人口の多寡ではなく、人の移動のしやすさがポイントになることから、適正な人口規模を示すのは難しいのではないか。
- 圏域基本構想の内容の包括性を担保し、実効性を高めることが重要と思われるが、議決を要するなど要件を厳しくし過ぎると、かえって機動的に対応しにくくなるおそれもあるのではないか。
- 圏域基本構想は、前提となる人口フレームについては厳しく推計することができるものの、財政フレームについては設定が難しいものと思われるが、実効性の高い圏域基本構想を策定することが必要ではないか。

- 計画は長期のものになるほど、計画内容の自由度が高まる中で、どのようにして危機感を持って計画を作ってもらうかが重要なのではないか。
- 圏域における長期的な取組に対する国による必要な支援として、財政措置は重要ではないか。
- 財政措置については、例えば、国の補助制度について、総務省以外の省庁の補助制度も含め、広域的な調整を行ったもののみを対象とするようなことも考えられるのではないか。
- 圏域基本構想に基づく取組に対して支援を行うことが財政措置の基本になるものと思われるが、その際、連携して実施する場合には、単独で実施する場合よりも支援を嵩上げするようなことが考えられるのではないか。各省庁の補助制度等についても、必要な調整ができれば、同様に対応できるとよいのではないか。
- 広域連携の今後の方向性として、地域的な網羅性と分野的な包括性を実現することが重要であることをより強調してはどうか。
- 2040年頃に必要となる圏域マネジメントについて、バックキャストिंगに考える姿勢が重要ではないか。

以 上